

武庫川河川整備地域懇談会運営要領（案）

（趣 旨）

第1条 武庫川河川整備地域懇談会設置要綱第10条の規定に基づき武庫川河川整備地域懇談会（以下「懇談会」という。）の議事及び運営に必要な事項を定める。

（議 事）

第2条 委員長は、懇談会の会議の議長となる。

第3条 会議において発言しようとする者は、名を告げ議長の許可を得なければならない。

（会議の公開）

第4条 会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員の協議により会議を公開しないとしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第5条 懇談会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他会議において必要と認める事項

2 議事録は、議長及び議長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、懇談会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年 月 日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。